

～画期的補助金登場！ 食品事業者向けの施設整備～

これまで支援のなかった、食品メーカー・流通事業者向けに、HACCP等の輸出に対応するための施設・機器整備の補助金を支援します。都道府県を通じての申請になりますので、まずは施設の所在する都道府県に早めに申し出ください。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

(1) 支援対象となる取組

- ① 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
- ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C、ハラール・コーシャ等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
- 見学通路等についても、輸出先のニーズを満たすために一体となって整備する場合、交付の対象とします。
- ② ①の事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要なHACCP等の認証取得に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等を支援します。ただし、交付対象事業費の20%以内とします。（海外バイヤー招へい等の販売促進費用は除く。）



(2) 事業実施主体（助成対象者）

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
（農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）

(3) 支援内容

- ・補助率 1 / 2（補正・当初共通）
 - 1 事業申請あたりの交付金の上限 5 億円、下限 5 百万円とする。【補正】
 - 1 事業申請あたりの交付金の上限 3 億円、下限 5 百万円とする。【当初】
- ※複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を全体事業費とします。



空気を経由した汚染の防止設備（パーティション）の導入



温度管理を要する装置・設備の導入



ESL製法（賞味期限の延長）のための装置



有機食品の製造ライン（茶葉→荒茶への製造ライン）

< 事業の流れ >



【お問い合わせ先】

食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
水産庁加工流通課 (03-3591-5613)